

広告

# 「2月22日は「行政書士記念日」です」

行政書士会では、行政書士法が公布された2月22日を「行政書士記念日」と定めています。行政書士制度の宣伝部長のユキマサくんが、行政書士のお仕事を紹介します。



Q: 行政書士ってどんな仕事をするの？



A: まず、官公署に提出する書類の作成、提出があるよ。

官公署とは、例えば国、省庁、出入国在留管理庁、警察、都道府県市区町村などで、提出する書類とは、許可申請書、免許申請書、登録申請書、届出書、審査請求書などがあるね。その数は実に1万種類を超えると言われてるよ！  
例えば建設業、宅建業、産廃業、運送業、医療事業、介護福祉事業、風俗営業、飲食業、酒類販売業、旅館業、旅行業、貸金業、古物商、質屋営業などなど、とてもたくさんさんの許可申請があつて色々な業種のお仕事に関わっているよ。



Q: 暮らしに関することではどんな仕事をしているの？



A: 遺言書や遺産分割協議書の作成などの相続業務や、成年後見制度の後見人の就任があるね。また、自動車を買った時の名義変更や車庫証明の取得、交通事故に関する



Q: 他にはどんな仕事があるの？



A: 外国人が日本で働くため又は留学するための在留資格の申請や永住申請、帰化申請などの国際業務や田畑に家を建てるための農地転用、著作権の文化庁への登録、株式会社など法人の設立、補助金申請等の中小企業支援なども行政書士の仕事だよ。



Q: 行政書士に相談やお仕事の依頼をしたい時はどうしたらいいの？



A: 福岡県内各地には1600人以上の行政書士がいるよ。福岡県行政書士会にお電話頂ければお近くの行政書士をご紹介し、相談に乗ってくれるよ。福岡県行政書士会のホームページからも地域や取扱業務を指定して検索できますよ。

あなたの街の法律家 まずは行政書士にご相談下さい。

ホームページ



遺言・相続

建設業許可

外国人ビザ等

農地転用

その他の行政書士業務についての相談にも応じます。

官公署に提出する書類及び権利義務や事実証明に関する書類の作成とその相談

- 法人・会社設立、運営・承継支援
- 自動車登録や運送業許可などの営業許可、認可申請など
- 会計記帳、財務諸表作成など
- 著作物および著作権登録手続き代理、著作権をめぐる契約など
- 成年後見(任意後見制度の活用など)
- 消費者問題(クーリングオフなど)
- 契約書・内容証明郵便・公正証書作成など
- 交通事故(自賠責保険請求など)

facebook



福岡県行政書士会

福岡市博多区東公園2番31号  
(JR吉塚駅より徒歩2分)

092-641-2501